

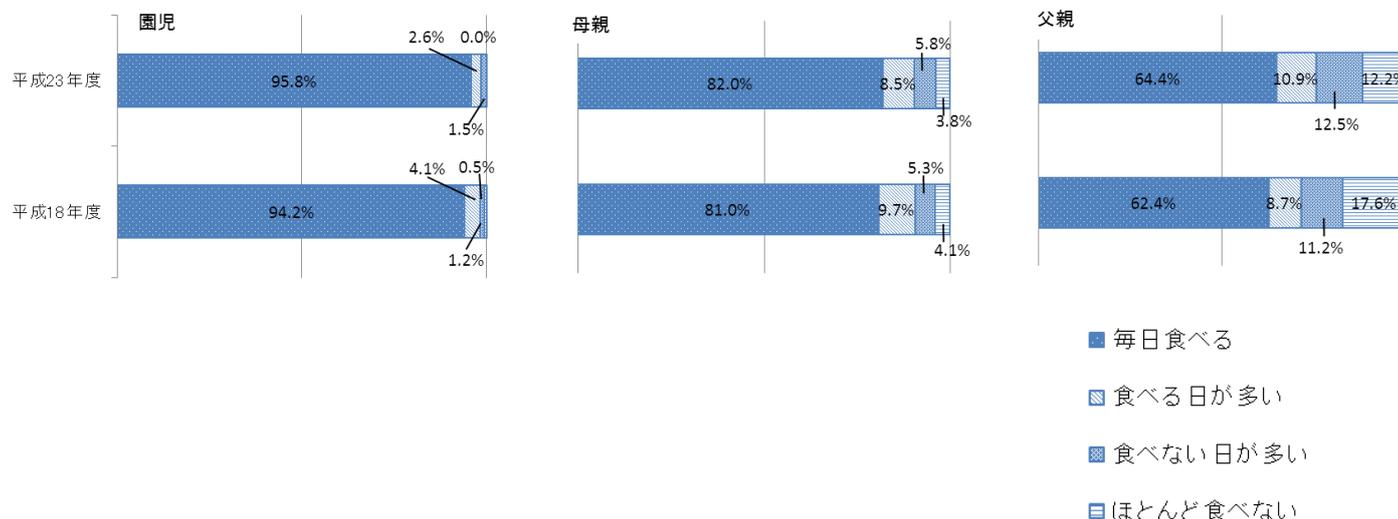
資料編

《保育園、幼稚園、児童（小学生）、生徒（中学生）の朝食欠食率に関する調査報告》

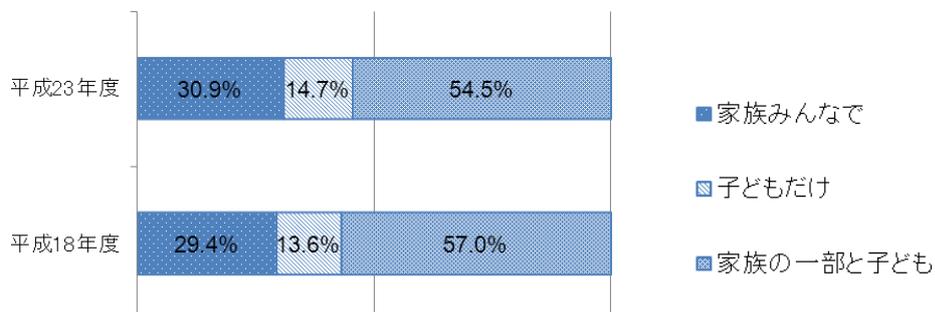
1. 保育園、幼稚園の園児及び園児の保護者についての調査結果

《平成18年度現状値、平成23年度調査結果》

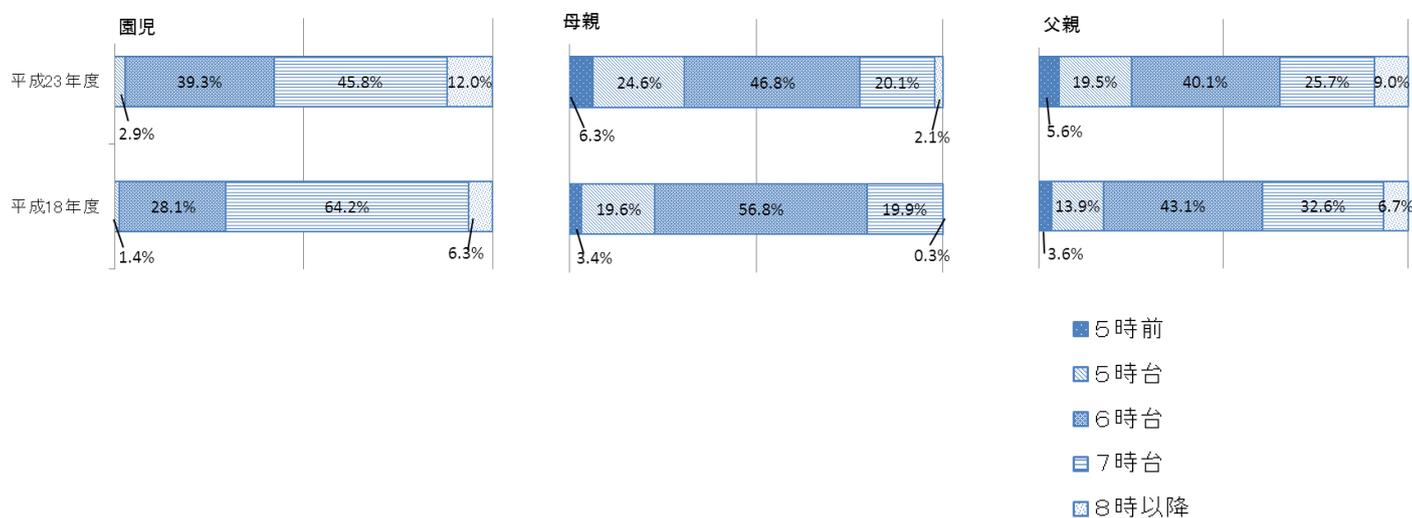
①朝食の摂取状況について



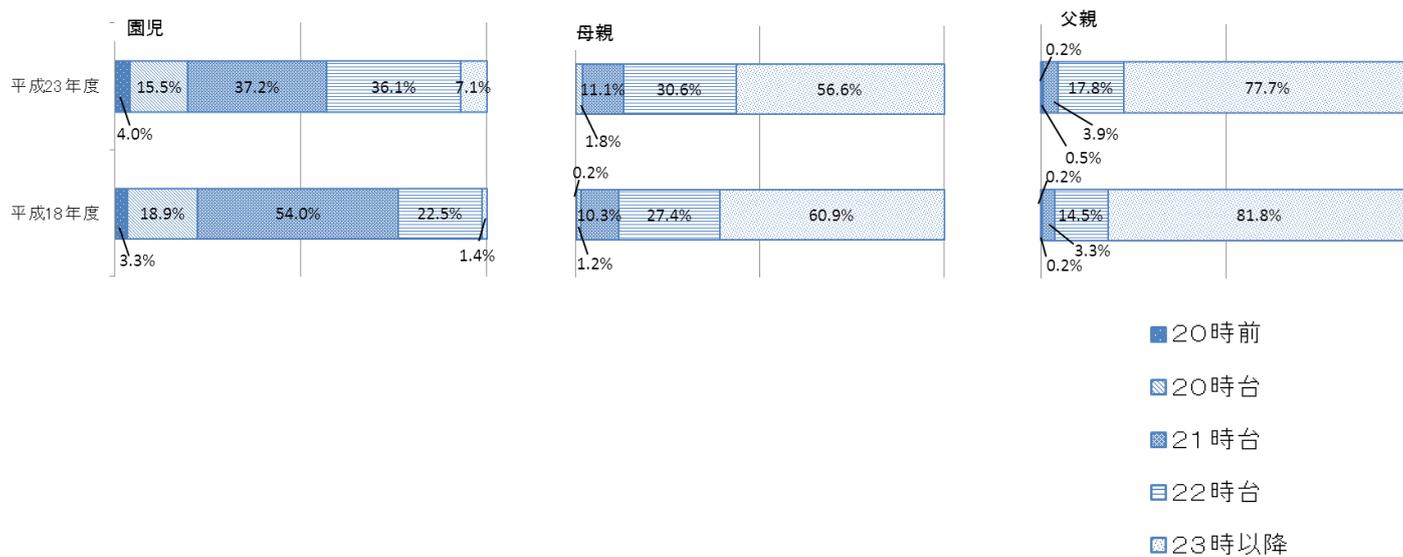
②朝食の摂取形態について



③起床時間について



④就寝時間について



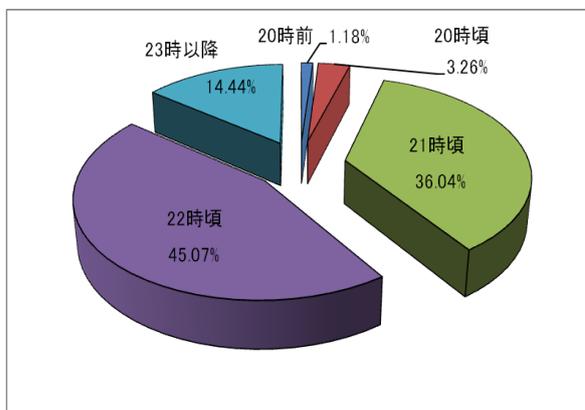
⑤保護者の年齢について



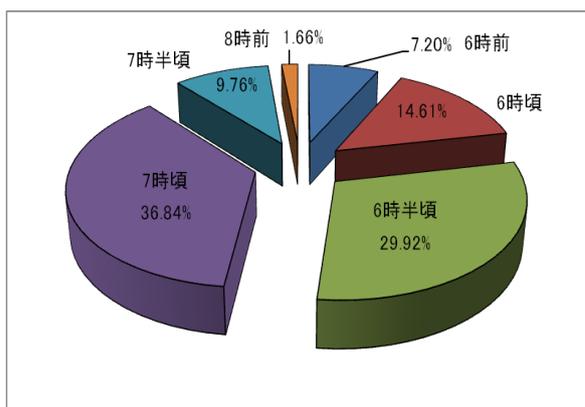
1. 児童(小学生)、生徒(中学生)の園児及び園児の保護者についての調査結果

《左側は児童(小学生)、右側は生徒(中学生)の調査結果(共通の設問のみ抜粋)》

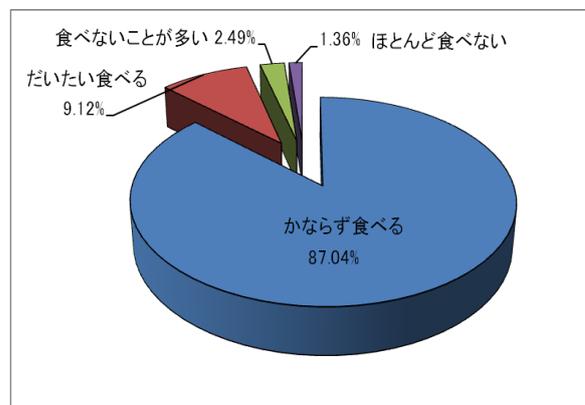
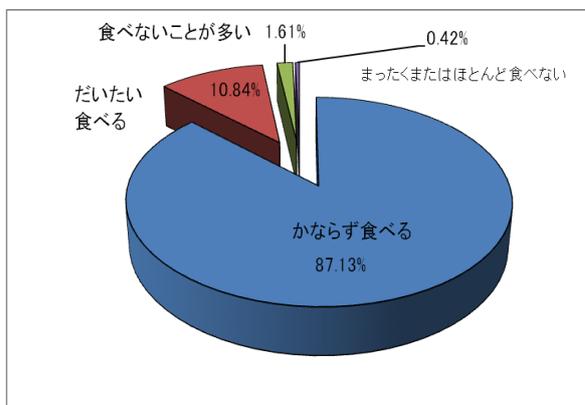
①ふだん何時ころ寝ますか



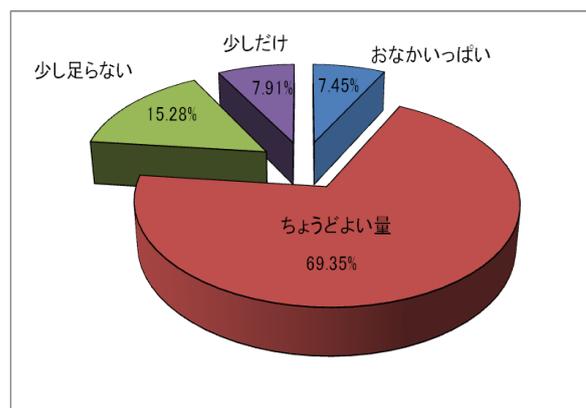
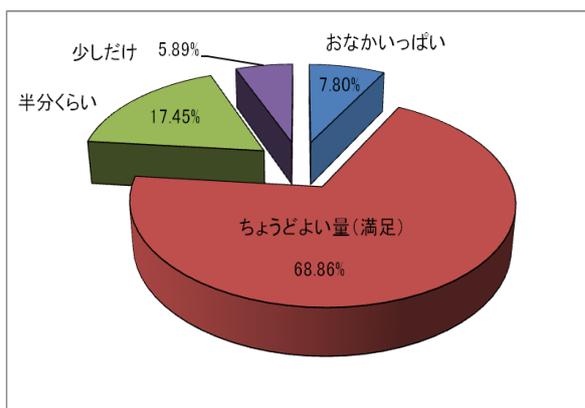
②ふだん何時ころ起きますか



③学校へ行く日、あなたは朝、食事をしますか



④朝食はどれ位の量をたべますか



103 13 朝食に関するアンケート(幼稚園) (日野市食育推進計画)

次の23の質問にお答えください。(複数の回答に該当すると思われる場合は、2個以上マークすることもできます。)

- Q.1 【園児】朝食を食べますか
 毎日食べる 食べる事が多い 食べない事が多い ほとんど食べない
- Q.2 【母親】朝食を食べますか
 毎日食べる 食べる事が多い 食べない事が多い ほとんど食べない
- Q.3 【父親】朝食を食べますか
 毎日食べる 食べる事が多い 食べない事が多い ほとんど食べない
- Q.4 どんなふうに朝食を食べていますか
 家族みんなで 子どもだけ 家族の一部と子ども
- Q.5 【園児】何時ごろおきますか
 5時前 5時台 6時台 7時台
- Q.6 【母親】何時ごろおきますか
 5時前 5時台 6時台 7時台
- Q.7 【父親】何時ごろおきますか
 5時前 5時台 6時台 7時台
- Q.8 【園児】何時ごろ寝ますか
 20時前 20時台 21時台 22時台
- Q.9 【母親】何時ごろ寝ますか
 20時前 20時台 21時台 22時台
- Q.10 【父親】何時ごろ寝ますか
 20時前 20時台 21時台 22時台
- Q.11 今朝ご家庭では朝食を食べましたか(いいえの人はQ. 22へ)
 はい いいえ
- Q.12 園児の主食は何でしたか?
 ご飯 パン シリアル めん
- Q.13 園児の汁物は何でしたか?
 みそ汁 スープ
- Q.14 園児のおかずは何でしたか?
 魚類 卵 野菜類 納豆など
- Q.15 園児のデザートは何でしたか?
 くだもの ヨーグルト ゼリー プリン
- Q.16 園児の飲み物は何でしたか?
 牛乳 乳酸菌飲料 お茶類 ジュース
- Q.17 保護者の主食は何でしたか?
 ご飯 パン シリアル めん
- Q.18 保護者の汁物は何でしたか?
 みそ汁 スープ
- Q.19 保護者のおかずは何でしたか?
 魚類 卵 野菜類 納豆など ウインナーなど
- Q.20 保護者のデザートは何でしたか?
 くだもの ヨーグルト ゼリー プリン
- Q.21 保護者の飲み物は何でしたか?
 牛乳 乳酸菌飲料 お茶類 ジュース
- Q.22 【母親】年齢を教えてください
 10代 20代 30代 40代 50代以上
- Q.23 【父親】年齢を教えてください
 10代 20代 30代 40代 50代以上

ご協力感謝いたします・日野市教育委員会

】幼稚園

・筆記用具は何でもOKです。(誤りマークは消すか、正しい方を濃く大きくマークします。)
 ・最上段の数字(太字)はOCR読取欄です。周辺は汚さないようにして下さい。

・マークの記入例(枠内を塗りつぶす必要はありません。)
 なるべく中央に任意の印(X, 黒丸, レ点...)を記入します。



10214 朝食に関するアンケート(小学校) (日野市食育推進計画)

次の13の質問にお答えください。(複数の回答に該当すると思われる場合は、2個以上マークすることもできます。)

- Q.1 ふだん何時ころねますか
 8時前 8時ごろ 9時ころ 10時ころ 11時よりあと
- Q.2 ふだん何時ころ起きますか。
 6時前 6時ごろ 6時半ころ 7時ころ 7時半ころ 8時ころ
- Q.3 学校に行く日、あなたは朝、食事をしますか。
 ①かならず食べる ②だいたい食べる ③食べないことが多い ④まったくまたはほとんど食べない
- Q.4 Q4で③か④を選んだ人だけ答えてください。朝、食事をしないのはなぜですか。(いくつえらんでもいいです)
 時間がない 食欲がない いつもたべないから 太りたくない 用意されていない その他()
- Q.5 今日の朝食(または昨日の朝食)は、何を食べましたか?【主食】
 ごはん パン シリアル めん その他(とうふ)
- Q.6 今日の朝食(または昨日の朝食)は、何を食べましたか?【汁物】
 みそ汁 スープ その他()
- Q.7 今日の朝食(または昨日の朝食)は、何を食べましたか?【おかず】
 さかな類 たまご 野菜 ウインナーなど肉類 納豆など豆類 その他()
- Q.8 今日の朝食(または昨日の朝食)は、何を食べましたか?【デザート】
 くだもの ヨーグルト ゼリー プリン その他()
- Q.9 今日の朝食(または昨日の朝食)は、何を食べましたか?【飲み物】
 牛乳 コーヒー牛乳など 乳酸菌飲料 お茶類 ジュース その他()
- Q.10 朝食はどれ位の量を食べますか。
 おなかいっぱい ちょうどよい量(満足) 半分くらい(満足度50%) 少しだけ(不満足)
- Q.11 学校に行く日、どんな風に食事をしていますか【朝食】
 ひとり 自分と兄弟姉妹など(子どもだけ) 自分と大人
- Q.12 学校に行く日、どんな風に食事をしていますか【夕食】
 ひとり 自分と兄弟姉妹など(子どもだけ) 自分と大人
- Q.13 学校にいく日の身体の様子について、よくあると思う症状を選んでください。(いくつでもいいです)
 朝からねむい 授業に集中できない 疲れやすい イライラする おなかがいいたい いつも元気 その他()

ご意見やご希望がございましたら、下の枠内にご記入ください。

・筆記用具は何でもOKです。(誤りマークは消すか、正しい方を濃く太くマークします。)
 ・最上段の数字(太字)はOCR読取欄です。周辺は汚さないようにして下さい。

・マークの記入例(枠内を塗りつぶす必要はありません。)
 なるべく中央に任意の印(X, 黒丸, レ点...)を記入します。



ご協力感謝いたします・日野市教育委員会

次の20の質問にお答えください。(複数の回答に該当すると思われる場合は、2個以上マークすることもできます。)

Q.1

性別は？

男 女

Q.2

ふだん何時ころ寝ますか

19:30 20:00 20:30 21:00 21:30 22:00 22:30 23:00過ぎ

Q.3

ふだん何時ころ起きますか

5:00 5:30 6:00 6:30 7:00 7:30 8:00 8:30

Q.4

朝は元気に起きていますか。

パツとめざめる 目はさめるが起きられない なかなか目が覚めない

Q.5

学校に行く日、あなたは朝、食事をしますか。

①かならず食べる ②だいたい食べる ③食べないことが多い ④ほとんど食べない

Q.6

③か④を選んだ人だけ答えてください。朝、食事をしないのはなぜですか。

時間がない 食欲がない 習慣で 太りたくない 用意してない その他

Q.7

朝食はどれ位の量を食べますか

おなかいっぱい ちょうどよい量 少し足りない 少しだけ

Q.8

Q8～16は食事の時の様子について、「はい」か「いいえ」で答えてください。1.食事はゆっくりとよくかんで食べる

はい いいえ

Q.9

2.朝食、昼食、夕食を必ず食べる

はい いいえ

Q.10

3.栄養のバランスを考えて食べる

はい いいえ

Q.11

4.できるだけ多くの食品を食べる

はい いいえ

Q.12

5.牛乳や小魚(しらすなど)を食べる

はい いいえ

Q.13

6.にんじんなど色の濃い野菜を多く食べる

はい いいえ

Q.14

7.お菓子やスナック菓子を食べ過ぎない

はい いいえ

Q.15

8.ジュース等甘い飲み物を飲みすぎない

はい いいえ

Q.16

9.好ききらいをしない

はい いいえ

Q.17

給食の良いところはどこですか？1から6の中から選んでください。

1.おいしい 2.手作り 3.栄養のバランスがよい

Q.18

上のつづき

4.好き嫌いがなおる 5.郷土料理が食べられる 6.行事食が食べられる

Q.19

給食で使っている日野産の野菜・果物を1から12の中から選んでください。

1.長ねぎ 2.小松菜 3.きゅうり 4.じゃが芋 5.トマト 6.キャベツ

Q.20

上の続き

7.なす 8.人参 9.大根 10.玉ねぎ 11.みかん 12.梨

ご意見やご希望がございましたら、下の枠内にご記入ください。

Empty box for comments.

ご協力感謝いたします・日野市教育委員会

】中学校

・筆記用具は何でもOKです。(誤りマークは消すか、正しい方を濃く太くマークします。)
・最上段の数字(太字)はOCR読取欄です。周辺は汚さないようにして下さい。

・マークの記入例(枠内を塗りつぶす必要はありません。)
なるべく中央に任意の印(X, 黒丸, レ点...)を記入します。

日野市食育推進計画の達成度評価のためのアンケート

大変お忙しいところ恐縮でございますが、上記目的のため商工会会員様向けに実施させていただきます。

次の質問をお読みにになり、貴社（店）の方針及びお考えをお聞かせください。

なお、アンケート内容については統計的に処理いたしますので、貴社（店）名がわかることはございません。

Q1 「食事バランスガイド」についてご存知ですか。（どれか1つに○）

1. よく知っている 2. ある程度知っている 3. ほとんど知らない 4. まったく知らない

Q2 「日野市みんなですすめる食育条例」についてご存知ですか。（どれか1つに○）

1. よく知っている 2. ある程度知っている 3. ほとんど知らない 4. まったく知らない

Q3 「メタボリックシンドローム」についてご存知ですか。（どれか1つに○）

1. 名前だけ知っている 2. 名前と意味も少し知っている
3. 名前も意味もだいたい知っている 4. 名前も意味も知らない

Q4 貴社（店）の食育推進活動についてお聞かせください。（あてはまるものすべてに○）

1. 栄養成分の表示をしている（例：メニューの一部にエネルギー表示・塩分表示など）
2. 使用した食材の産地表示をしている（例：日野産（東京産）を使用など）
3. ポスター等を掲示（掲示内容： ）
4. ヘルシーメニュー（野菜たっぷりなど）を実施している
5. 料理（食材）の組み合わせなどや調理方法などの紹介を実施している
5. 今は実施していないが、実施したい（具体的に： ）
6. 今後も実施する予定はない

Q5 貴社（店）で食育を行う場合、市に期待することはありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 情報や資料の提供 2. 職員の派遣 3. 地域の連絡会等の設置 4. 特にない
5. その他（具体的に： ）

Q6 食事やお弁当を提供している方のみお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. バランスのとれたメニューを提供している
2. 食事バランスガイド等により具体的に内容を表示している
3. ヘルシーメニュー（野菜たっぷりメニュー）などの提供をしている
4. 小盛りなどの対応をしている
5. 今は実施していないが、実施したい（具体的にあれば教えてください）
6. 今後も実施する予定はない

1 食育基本法（平成十七年 法律 第六十三号）

平成17年6月10日制定

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等が行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」

を「食育推進会議 食育基本法少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める

2 日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日
条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条)

第 3 章 推進体制(第 14 条)

付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくるのが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります。家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

- (6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。
- (7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。
- (8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。
- (9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。
- (10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。
- (11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

- (1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。
- (2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。
- (3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。
- (4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

第2章 基本となる事項

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。

7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。

8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るよう努めます。

2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。

2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。

4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。

4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。

5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。

3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。

6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。

7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。

2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。

2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。

3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。

4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。

2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。

3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第13条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第3章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第14条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第33条第1項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

(1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。

(2) 食育計画の作成に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員8人以内で組織します。

(1) 公募市民 3人以内

(2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。
- 8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
- 9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。
- 10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。
- 11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。
〔次のよう〕略

3 日野市庁内食育推進部会設置要領

(設置)

第1条

日野市食育推進計画（以下「食育計画」という。）を着実に推進し、食育計画の進行状況に関する庁内における評価、検証及び食育の推進を図るため、日野市庁内食育推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育計画の進行状況に関する庁内における評価、検証。
- (2) 食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進部会は、別表に定めるものをもって構成する。

(会長・副会長)

第4条 推進部会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 会長は、推進部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、推進部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 会長は、推進部会を招集し、会議を主宰する。

(関係者の参加)

第6条 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めてその意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進部会の事務局は、健康福祉部健康課に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付則

この要領は平成21年7月16日から施行する。

付則

この要領は平成22年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会員	企画部長	環境共生部長	まちづくり部長	健康福祉部長
	子ども部長	教育部長	生涯学習担当参事	

4 日野市食育推進会議の市民委員選出事務要領

(目的)

第1条 この要領は、日野市みんなですすめる食育条例（平成21年条例第6号）第14条第3項第1号に規定する委員（以下「市民委員」という。）の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公募による選出)

第2条 日野市食育推進会議（以下「推進会議」という。）の市民委員は、公募により選出する。

(応募の資格)

第3条 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 日野市内に住民登録又は外国人登録をしているもの
- (2) 年齢が、募集締め切り日の時点で、満20歳以上のもの
- (3) 日野市（以下「市」という。）の食育施策に関心があり、積極的に関与する意思のあるもの

(公募の方法)

第4条 日野市長（以下「市長」という。）は、市民委員の公募に当たり、広報及びホームページ等適切な方法で市民に周知する。

2 市民委員の募集期間は、周知の翌日から3週間とする。

3 応募者は、次に掲げる事項を書面に記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 年齢及び生年月日
- (3) 性別
- (4) 職業
- (5) 住所
- (6) 電話番号その他の連絡先
- (7) 推進会議市民委員として参画しようとする応募理由、抱負、考えなど（以下「応募理由等」という。）

4 前項第7号の応募理由等は600字以上1,200字以内とする。

(選考委員会)

第5条 市長は、市民委員の選考のため、食育推進会議市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、健康福祉部長、健康課長、産業振興課長、学校課長、保育課長の職にあるものをもって構成する。

3 選考委員会に委員長を置き、委員長は、健康福祉部長とする。

(選考方法)

第6条 選考委員会は、応募資格及び応募理由等を審査し、評価のうえ選考する。ただし、応募者が10人を超えた場合は、健康福祉部において一次選考を行い、10人を選出する。

2 一次選考は、健康福祉部長及び健康課長が応募理由等を次条に規定する評価方法により評価し、上位10人を選出する。

3 選考委員会は、次に掲げる事項を総合的に考慮して市民委員を選考する。

- (1) 応募理由等の評価
- (2) 推進委員の男女比率の均衡
- (3) 推進委員の年齢構成の均衡

4 応募理由等の評価の結果、平均得点が3点未満の応募者は、選出の対象としない。

5 前2項により選考した結果、委員数が募集人数に満たない場合は、第2条の規定にかかわらず、公募以外の方法により選出することができるものとする。

(評価方法)

第7条 応募理由等の評価は、応募者の氏名を伏せて行う。

2 選考委員会の委員は、応募理由等を次に掲げる評価項目及び採点方法により審査のうえ、評価する。

(1) 評価項目

- ア 意欲、熱意（しっかりした思い、姿勢があるか）
- イ 論点の公平性（かたよった主張をしていないか）
- ウ 論旨の明確性（趣旨がはっきりしているか）
- エ 内容の実現性（現実的な主張であるか）
- オ 内容の伝達性（論理が一貫しているか、わかりやすい表現であるか）

(2) 採点方法（評価項目ごとに採点を行う。）

- ア 特に優秀＝5点
- イ 優秀＝4点
- ウ 普通＝3点
- エ やや劣る＝2点
- オ 劣る＝1点

(選出)

第8条 市長は、選考委員会による選考結果に基づき、市民委員を選出する。

(結果の通知)

第9条 市民委員の選考結果は、市民委員選出後1週間以内に応募者全員に書面で通知する。

(雑則)

第10条 応募書類は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

2 応募書類の保存年限は選出後3年間とする。

付則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

付則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

5 日野市食育推進会議委員名簿

所 属 等		氏 名
有識者	日野市商工会代表	揚石 國臣
有識者	日野市農業委員会代表	天野 武雄
公募市民		岡積 昌子
有識者	日野市医師会代表	鹿志村 紀美枝
有識者	実践女子短期大学教授	白尾 美佳
公募市民		須田 りつ子
公募市民		宮澤 満
有識者	私立保育園連合会代表	吉富 正敏

(五十音順、敬称略)

計 8 名

6 「第 2 期 日野市食育推進計画」策定経過

	内 容
平成 23 年 10 月 26 日	第 1 回 日野市食育推進会議開催 委嘱状交付・第 2 期日野市食育推進計画素案の概要説明
平成 23 年 11 月 25 日	第 2 回 日野市食育推進会議開催 第 2 期日野市食育推進計画素案の修正
平成 23 年 12 月 20 日	第 3 回 日野市食育推進会議開催 第 2 期日野市食育推進計画素案の修正の確認
平成 24 年 4 月 15 日	第 2 期日野市食育推進計画（素案）市民意見の募集 （広報ひの 4 月 15 日号）
平成 24 年 6 月 18 日	第 2 期日野市食育推進計画（素案）承認

第2期 「日野市食育推進計画」

平成24年（2012年）6月

平成24年（2012年）10月改訂

発行 日野市

編集 日野市健康福祉部健康課

〒191-0011

日野市日野本町1-6-2

日野市生活・保健センター内

042-581-4111